

市長専決事項の指定について(昭和45年6月1日議決)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>市長専決事項の指定について 昭和45年6月1日議決</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、下記の事項については、市長において専決処分することができるものとして指定する。</p> <p>記</p> <p>1 1件1,000,000円以内において、法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。</p> <p>2 住居表示の実施又は町の名称の変更に伴う条例の整理上の改正を行なうこと。</p>	<p>市長専決事項の指定について 昭和45年6月1日議決 平成24年 月 日改正</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、下記の事項については、市長において専決処分することができるものとして指定する。</p> <p>記</p> <p>1 1件1,000,000円以内において、法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。</p> <p>2 住居表示の実施又は町の名称の変更に伴う条例の整理上の改正を行なうこと。</p> <p>3 <u>目的の価額が5,000,000円以下の債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。</u></p> <p>4 <u>市営住宅の明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。</u></p>